

中山間地域等直接支払制度
第4期対策(平成27年度～平成31年度)
最終評価書
(案)

令和元年5月

岩手県

目 次

I	第4期対策における実施状況	1 頁
1	市町村数	1 頁
2	協定数	1 頁
3	交付面積	1 頁
4	交付金額	2 頁
5	集落協定の動向	2 頁
II	交付金の交付の効果等の評価	3 頁
1	集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の評価	3 頁
2	農業生産活動等として取り組むべき事項の評価	4 頁
3	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の評価	7 頁
4	その他協定締結による活動の評価	9 頁
III	第1期対策から第4期対策までの効果等	12 頁
IV	今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題	13 頁
V	本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価	14 頁
VI	本制度に対する意見等	15 頁

I 第4期対策における実施状況

岩手県における、中山間地域等直接支払制度第4期対策の実施状況(平成27～30年度)は、次のとおりである。

1 市町村数

本県33市町村のうち、金ヶ崎町と洋野町を除く31市町村で中山間地域等直接支払交付金を交付している。

2 協定数

(1) 平成30年度に締結している協定数は1,152協定であり、うち集落協定は1,110協定(96%)、個別協定は42協定(4%)となっている。(表1)

(2) 単価別では、体制整備単価協定は993協定(86%)、基礎単価協定は159協定(14%)となっている。(表1)

表1 協定数 (単位：協定)

年度	全協定	体制整備単価	基礎単価	集落協定	体制整備単価	基礎単価	個別協定	体制整備単価	基礎単価
27	1,132	971	161	1,093	942	151	39	29	10
28	1,147	990	157	1,107	960	147	40	30	10
29	1,148	990	158	1,107	960	147	41	30	11
30	1,152 (100%)	993 (86%)	159 (14%)	1,110 (96%)	962	148	42 (4%)	31	11

- 注1) 集落協定：対象農用地において、農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定
個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定や農作業受委託契約等に基づき締結する協定
 注2) 体制整備単価：最低限の農地管理活動に加え、機械・農作業の共同化等の農業生産活動等の体制整備に向けて取り組む場合の単価(参考：急傾斜の田の交付単価21千円/10a)
基礎単価：最低限の農地管理活動に取り組む場合の単価(交付単価は体制整備単価の8割)

3 交付面積

(1) 本県の耕地面積150,100haのうち、本制度の対象農用地面積は27,634haとなっている。

(2) 平成30年度の交付金の交付面積は24,043haであり、対象農用地面積に占める交付面積の割合は87%となっている。(表2)

(3) 体制整備単価協定の交付面積は22,021ha(92%)で交付面積全体に占める割合は高く、将来に向けた農業生産活動の体制整備に積極的に取り組んでいる。(表2)

表2 交付面積 (単位：ha)

年度	全協定	体制整備単価	基礎単価	集落協定	体制整備単価	基礎単価	個別協定	体制整備単価	基礎単価
27	23,111	21,076	2,035	22,271	20,276	1,996	840	801	39
28	23,869	21,875	1,994	23,007	21,052	1,955	862	823	39
29	23,929	21,912	2,017	23,059	21,099	1,960	871	814	57
30	24,043 (100%)	22,021 (92%)	2,022 (8%)	23,160 (96%)	21,195	1,965	883 (4%)	826	57

注) 端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。(以下同じ)

- (4) 加算措置（集落協定の広域化支援、小規模・高齢化集落支援及び超急傾斜農地保全管理加算）を受けている協定は32協定で、加算面積は1,276haとなっている。（表3）

表3 加算措置に取り組んでいる交付面積 (単位：ha)

区分	加算面積	集落協定の 広域化支援	小規模・高齢化 集落支援	超急傾斜農地 保全管理加算
集落協定	1,276	1,066	1	209
個別協定	0	0	0	0

- (5) 地目別の交付面積は、田が22,286haと最も大きく、次いで草地在727ha、畑が596haとなっている。また、対象農用地基準別の交付面積は、急傾斜が14,093haと最も大きく、次いで緩傾斜が9,882haとなっている。（表4）

表4 地目別・対象農用地基準別の交付面積 (単位：ha)

区分		全協定			集落協定			個別協定		
		全協定	体制整備 単価	基礎 単価	集落協定	体制整備 単価	基礎 単価	個別協定	体制整備 単価	基礎 単価
地目	田	22,286	20,495	1,791	22,139	20,390	1,749	147	105	42
	畑	596	538	58	571	516	55	25	22	3
	草地	727	600	127	353	235	118	374	365	9
	採草放牧地	433	388	45	97	54	43	336	334	2
対象農用地	急傾斜	14,093	12,920	1,173	13,595	12,448	1,147	498	472	26
	緩傾斜	9,892	9,062	830	9,508	8,708	800	384	354	30
	高齢化率・ 耕作放棄率	57	39	18	57	39	18	0	0	0

4 交付金額

平成30年度の交付金額は、3,592百万円となっている。（表5）

表5 交付金額 (単位：百万円)

年度	全協定			集落協定			個別協定	体制整備		基礎単価
	全協定	体制整備 単価	基礎 単価	集落協定	体制整備 単価	基礎 単価		体制整備 単価	基礎 単価	
27	3,496	3,260	235	3,439	3,208	231	57	53	4	
28	3,571	3,339	231	3,513	3,285	227	58	54	4	
29	3,580	3,347	233	3,521	3,294	228	59	53	5	
30	3,592	3,358	234	3,532	3,303	229	60	55	5	

5 集落協定の動向

- (1) 平成30年度の協定数は1,110協定、交付面積は23,160ha、交付金額は3,532百万円であり、1協定当たりの交付面積、交付金額はそれぞれ21ha、318万円となっている。（表6）

表6 協定の概要 (単位：協定、人、ha、百万円)

年度	集落協定数	参加者数*	交付面積	交付金額	1協定当たりの平均			参加者1人当たりの 交付金額 (万円)
					参加者数	交付面積	交付金額 (万円)	
27	1,093	29,526	22,271	3,439	27	20	315	11.6
28	1,107	29,877	23,007	3,513	27	21	317	11.8
29	1,107	31,744	23,059	3,521	29	21	318	11.1
30	1,110	32,866	23,160	3,532	29	21	318	10.7

* 平成29年度以降、国の調査方法の変更により、農業生産法人や農業生産組織等は1法人（組織）を「1」として計上せず、構成員数を計上している。

(2) 平成 30 年度の交付金額のうち、共同取組活動への配分割合は 40%となっている。(表 7)

表 7 交付金の配分額 (単位：百万円)

年度	共同取組活動への配分	割合 (%)	個人への配分
28	1,463	42	2,050
29	1,470	42	2,051
30	1,430	40	2,101

II 交付金の交付の効果等の評価

交付金の交付の効果等については、「中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）」に基づき、市町村が実施した最終評価の結果をもとに整理したものである。

1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の評価

集落マスタープランの活動方策として、共同で支えあう集団的かつ持続的な体制整備 (67%) や機械・農作業の共同化 (34%) など掲げる協定が多い。(表 8-1)

このような取組が、農業生産活動継続に向けたサポート体制の整備 (17 市町村) や耕作放棄の防止や農地の適正な維持 (13 市町村) に効果があるとの回答につながっている。(表 9-1, 2)

表 8-1 集落マスタープランの実現に向けた活動方策の状況 (単位：延べ協定数)

活動方策	協定数	(割合)
共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	740	(67%)
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	382	(34%)
担い手への農作業の委託	131	(12%)
農業生産条件の強化	129	(12%)
担い手への農地集積	86	(8%)
高付加価値型農業の実践	36	(3%)
地場産農産物等の加工・販売	30	(3%)
新規就農者等による農業生産	7	(1%)
消費・出資の呼び込み	1	(1%)
集落協定数	1,110	(100%)

表 8-2 集落マスタープランで定めた目指す将来像の状況 (単位：延べ協定数)

目指す将来像	協定数	(割合)
将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	994	(90%)
協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	222	(20%)
協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	44	(4%)
集落協定数	1,110	(100%)

表 9-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
農業生産活動継続に向けたサポート体制の整備	17
耕作放棄の防止や農地の適正な維持	13
協定参加者の意識の向上	3
計画的な実施	3
担い手への農地の集約	2
集落の活性化	2
評価市町村数	31

注) 回答内容の多い6項目を記載

表 9-2 市町村の主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの協定が、将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施を目指し、共同で支え合う集団的かつ持続的な<u>体制整備の構築に取り組んでいる</u>。その結果、構成員が何らかの事情により耕作ができなくなった場合であっても、サポート体制の構築により、<u>耕作放棄の防止につながっている</u>。 ・集落マスタープランにおいて取り決めた<u>サポート体制</u>により、<u>中核農業者による営農活動や地域ぐるみでのサポート体制</u>を構築した。その結果集落における<u>継続的な農業生産活動や耕作放棄地発生予防</u>することができた。 ・<u>高齢化が進行</u>する中で何とか農業生産を維持しているものの、大半の集落で新たな中心経営体となり得る後継者の発掘には至っておらず、次期対策時により一層担い手不足が深刻化することが懸念されている。
--

2 農業生産活動等として取り組むべき事項の評価

(1) 耕作放棄の防止等の活動

993 協定 (89%) が農地の法面管理などの耕作放棄の防止等の活動を協定に位置付けており、農地の法面管理や遊休化が懸念される農地の共同管理、集落内の担い手への農地集積などに取り組んでいる。(表 10)

このような活動により、適切な農用地の維持管理が行われ、耕作放棄地の発生を未然に防止している。(表 11-1, 2)

表 10 集落協定における耕作放棄の防止等の活動

取り組むべき事項	協定数	(割合)
農地の法面管理	993	(89%)
賃借権設定・農作業の委託	510	(46%)
簡易な基盤整備	136	(12%)
集落協定数	1,110	(100%)

注) 取組の多い3項目を記載

表 11-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
協定農用地の適正な管理	23
活動の計画的な実施	15
担い手への集積・作業委託	11
活動の明確化	7
活動体制の整備	4
農業生産活動継続に向けたサポート体制の整備	2
評価市町村数	31

注) 回答内容の多い6項目を記載

表 11-2 市町村の主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・各集落において定期的に畦畔や水路周辺等の下草刈り等を実施し、農地等の管理を行うことから耕作放棄防止を図るとともに優れた田園風景の維持がなされている。 ・現地確認により、適正な管理を確認している。しかし、中山間地域等の大きな法面の草刈りについてだんだん作業が困難になってきていることが多くの集落の課題となっている。 ・耕作放棄がされそうな農用地について、集落内の担い手が農作業の受委託等を行い、耕作放棄地を発生させないよう取り組んでいる。このことにより、農地を守る意識が一段と強くなってきている。
--

(2) 水路、農道等の管理活動

1,023 協定 (92%) が農道の管理、1,009 協定 (91%) が水路の管理などを協定に位置付けており、農道や水路の管理活動に取り組んでいる。(表 12)

このような活動により、農用地や中山間地域の美しい農村景観が維持されている。(表 13-1, 2)

また、共同の管理活動により、集落内の活性化につながっている。(表 13-1, 2)

表 12 集落協定における水路、農道等の管理活動

取り組むべき事項	協定数	(割合)
農道の管理	1,023	(92%)
水路の管理	1,009	(91%)
集落協定数	1,110	(100%)

表 13-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
水路・農道等の適正な維持・管理	20
活動体制の整備	15
農地の適正な維持	5
景観の維持	3
共同取組活動の活発化	2
地域の活性化	2
評価市町村数	31

注) 回答内容の多い6項目を記載

表 13-2 市町村の主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・各集落、個別協定ごとに農道脇の草刈り作業や水路の泥上げ作業が多く行われ、農地と一体となり適切な管理、維持される効果があった。 ・定期的な水路の泥上げ、水路周りや農道の草刈りの共同作業により、農業施設の適切な維持管理が行われている。また、施設の点検により補修が必要な箇所については、共同作業や委託により適宜補修がされている。 ・構成員の高齢化や新たな担い手の確保が厳しい中で、すべての集落において水路・農道の管理が維持されており、農業生産基盤が適切に保たれ、継続的に農業を展開できる体制づくりにつながっている点が評価できる。しかし、高齢化・担い手不足の進展により、次期対策の継続実施に対して一部から消極的な意見が出ており取組の継続が心配される所。

(3) 多面的機能を増進する活動

822 協定（74%）が周辺林地の下草刈りなどを協定に位置付けており、このような多面的機能を増進する活動により（表 14）、地域全体の景観形成が図られているほか、地域の交流促進や鳥獣被害の防止につながっている。（表 15-1, 2）

表 14 集落協定における多面的機能を増進する活動

取り組むべき事項	協定数	(割合)
周辺林地の下草刈	822	(74%)
堆きゅう肥の施肥	202	(18%)
景観作物の作付け	194	(17%)
集落協定数	1,110	(100%)

注) 取組の多い3項目を記載

表 15-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
景観形成	19
農地の適正な維持	10
多面的機能の増進	9
交流の促進	6
鳥獣被害の防止	4
評価市町村数	31

注) 回答内容の多い5項目を記載

表 15-2 市町村の主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・周辺林地の下草刈りは、鳥獣害防止の観点からも各協定で力を入れて取り組んでいる。しかし、下草刈だけではないが、構成員の高齢化に伴い年々活動が難しくなっているという課題もある。 ・周辺林地の管理や景観作物の作付等により、農村景観の向上や自然生態系保全等に効果があった。また、体験民宿の実施により、都市住民との交流が図られ、将来的な担い手への期待や集落の活力につながっている。 ・下草刈、景観作物の作付および堆きゅう肥の施肥を主に実施し、多面的機能の増進を図る意識が高まった。
--

3 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の評価

(1) A要件（農業生産性の向上にかかる体制整備のための前向きな活動）

218 協定（20%）がA要件を選択し、機械・農作業の共同化など農業生産性の向上に取り組んでいる。（表 16）

また、機械の共同利用や担い手への農地集積等に取り組むことにより、低コストで効率的な農業生産活動体制の整備が進んでいる。（表 17-1, 2）

表 16 農業生産活動等の体制整備としてA要件を選択している協定

活動項目	協定数	(各要件に占める割合)
A要件を選定している協定	218(20%)	A要件に占める割合
機械・農作業の共同化	188	(86%)
農業生産条件の強化	86	(39%)
担い手への農作業の委託	74	(34%)
担い手への農地集積	34	(16%)
高付加価値型農業の実践	14	(6%)
集落協定数	1,110	(100%)

表 17-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
機械の共同利用体制の整備	9
担い手へ農地集積・農作業委託の拡大	6
低コスト生産体制の整備	2
高付加価値農業	2
評価市町村数	11

表 17-2 市町村の主な意見

- ・機械の共同利用及び担い手への農作業委託により集落における農機の有効活用と過剰投資の防止が図られるとともに、低コスト生産体制が構築され有効な取組であった。ただし、農業機械の高騰と担い手の高齢化に伴い体制崩壊の恐れがある。
- ・機械化や担い手への農地集積を行うことで作業効率や生産性が上がった。
- ・機械の共同化により低コストで効率的に作業を実施することが可能となった。

(2) B要件（新規就農者の確保、農産物の加工・販売体制の整備等のための前向きな活動）

18 協定（2%）がB要件を選択し、農産物の加工・販売や新規就農者の確保に取り組んでいる。（表 18）

県内においては、B要件に取り組む集落は少ない状況であるが、取組集落では、農産物の加工・販売による所得の向上や新規就農者の確保など、集落の活性化につながっている。（表 19-1, 2）

表 18 農業生産活動等の体制整備としてB要件を選択している協定

活動項目	協定数	(各要件に占める割合)
B要件を選定している協定	18(2%)	B要件に占める割合
農産物の加工・販売	11	(61%)
新規就農者の確保	7	(39%)
集落協定数	1,110(100%)	

表 19-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
新規就農者の確保	4
農産物の加工・販売体制の整備	4
評価市町村数	5

表 19-2 市町村の主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・協定に新規参加者が入ることにより、集落の活動の幅が広がることにつながっている。また、地場産農産物の加工販売に取り組む集落では、集落の女性たちの現金収入の一助となり、活性化にもつながっている。 ・そばや大豆の加工販売等、農産物の高付加価値化の取り組みにより、農業所得の向上が図られている一方、新商品開発や、新たな加工施設の整備が課題となっている。
--

(3) C要件（集团的かつ持続可能な体制整備のための前向きな活動）

771協定（69%）がC要件を選択し、持続的な農業活動を行うためのサポート体制の整備に取り組んでいる。（表 20）

このような取組は、農業生産活動の維持に効果があると評価されるとともに、高齢化等により農業の継続や協定への参加を躊躇していた農業者がいる中で、安心して集落協定活動ができるなどの評価となっている。（表 21-1, 2）

表 20 農業生産活動等の体制整備としてC要件を選択している協定

活動項目	協定数
C要件を選択している協定	771(69%)
集落協定数	1,110(100%)

表 21-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
農業生産活動の維持	30
担い手の明確化・育成	5
実際に効果	4
役割の認識	4
農家の意欲向上	2
評価市町村数	30

表 21-2 市町村の主な意見

<p>・高齢化に伴い、農地の管理者が亡くなってしまった協定がいくつかあるが、C要件を守るため、他構成員が維持を継続し行っているため、<u>耕作放棄地の防止に繋がっている</u>が、高齢化に伴い、構成員一人一人の活動範囲にも限界があるため、今後C要件の対象となる農地が増加してくるとどこまで構成員がカバーできるのかが課題になると思われる。</p> <p>・継続困難な農用地が発生した場合の支援体制ができたため、<u>農業生産活動が全対象農用地で継続された</u>。</p> <p>・農業者の高齢化や健康に対する不安等から、5年間の集落協定に参加を躊躇する農業者がいる中で、C要件を選択し<u>安心して集落協定活動ができるように、体制整備</u>していることは、非常に評価できる。一方、協定参加者全体の高齢化が進む中で、協定参加者の後継者等の若年世代をどのように参加させていけるか課題が残る。</p>
--

4 その他協定締結による活動の評価

(1) 加算措置

加算措置に取り組んでいる集落は32協定となっている(表22)が、「集落連携・機能維持加算(①)」に取り組んでいる17集落においては、複数の集落が連携する広域の協定を締結し、中心的な役割を担う人材の確保など、農業生産活動等を維持するための体制整備の取組が行われた。

また、「超急傾斜農地保全管理加算(②)」に取り組んでいる15集落では、超急傾斜の農地の適正な維持管理とともに、農産物の加工販売や販売商品の開発など、農産物の販売を促進する活動が行われた。(表23-1, 2)

表 22 加算措置の取組み状況 (単位：ha、()内は集落数)

加 算 措 置		合 計		
			集落協定	個別協定
集落連携・機能維持加算 (①)	集落協定の広域化支援	1,066(16)	1,066(16)	-
	小規模・高齢化集落支援	1(1)	1(1)	-
超急傾斜農地保全管理加算(②)		209(15)	209(15)	-

表 23-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
農業生産活動の維持(①、②)	5
農地の適正な維持(①、②)	3
農産物の加工・販売体制の整備(②)	3
協定活動を継続するための人員の確保(①)	3
交付金の規模が大きくなり導入する機械・施設が充実(①)	3
事務局機能の一元化(①)	2
評価市町村数	6

注) 回答内容の多い6項目を記載

表 23-2 市町村の主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・<u>超急傾斜加算</u>は、5集落において取り組んでおり、<u>農産物の加工販売</u>につなげるべく<u>販売商品の開発</u>などに役立っている。 ・<u>集落に適した作物の栽培や販路の拡大</u>を図る取り組みの検討など、<u>集落の活性化</u>につながっている。加算措置があることで、共同活動の幅が広がり活発な活動を行うことが可能となっているが、近い集落同士でも取り組み内容が異なるため、地域特有の考え方があり、<u>集落連携</u>には高いハードルとなっている。 ・維持の負担となる<u>急傾斜地</u>において、<u>農地維持</u>にかかる<u>活動</u>を行うことができた。 ・高齢化等により作業困難となった農地においても<u>営農活動</u>が<u>継続</u>された。

(2) 集落戦略【第4期対策新規措置】

集落戦略を作成した集落は、平成31年3月末現在、48集落となっており、戦略を作成した集落においては、集落内での話し合いが活発化するとともに、課題や目指す将来像が明確化され、構成員に共有された。(表24-1, 2)

また、作成した集落における交付金返還の特例措置や集落内での話し合いの活発化などを評価する意見などがあった。

表 24-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
協定違反に対する不安の軽減	6
集落内の話し合いが活発化	4
集落の課題の明確化・共有化	4
集落の将来像の明確化・共有化	4
農業生産活動の体制整備	1
担い手への農地集積	1
評価市町村数	10

表 24-2 市町村の主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・集落戦略作成のために集落内で話し合いを行うことで、<u>集落内で問題意識を共有</u>でき、集落として同じ方向をむいて活動できる。また、作成した集落にとっては、<u>交付金返還の特例措置</u>や<u>話し合いのメリット</u>があるが、<u>作成に係る事務の負担</u>が大きい。 ・<u>集落の将来</u>を考え、<u>集落内の問題を認識</u>する<u>良い機会</u>とはなっているが、<u>農業者の多くが高齢者</u>の集落では実際に5年先も見込めない状況となっている。 ・<u>5年間の確約</u>に対する<u>不安等</u>が<u>軽減</u>された。また、個々の農家で行ってきた<u>農地保全活動</u>について、集落戦略を作成することで、<u>地域全体のこととして捉えられる</u>ようになり、<u>集落全体で取り組もうと</u>いう<u>気運</u>が醸成されている。

(3) 個人配分の上限交付額の引き上げ【第4期対策新規措置】

個人配分の上限交付額の引き上げの対象となった集落では、個々のモチベーションが高まり、共同取組活動への参加率が向上するなど、農業生産活動の継続につながっているなどの意見があった。(表25-1, 2)

表 25-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
共同取組活動の参加者の増加	2
農業生産活動の継続	2
農業者の所得向上	2
評価市町村数	6

表 25-2 市町村の主な意見

- ・個人配分額の引き上げにより、農業者の所得向上につながった。
- ・個人配分の上限交付額引き上げられたことで、共同取組活動への参加率が向上した。
- ・個人配分の上限交付額引き上げが、生産活動におけるモチベーションの向上につながり、結果として農業生産活動が継続されることにつながった。

(4) 地域・集落の活性化

本制度の取組効果として、集落内の話し合いの活発化や集落内の共同活動の活発化などの回答が多く、また、草刈りや泥上げなどの基本的な共同活動自体が集落内で集まるきっかけとなり、交流が図られ、集落の活性化につながっているなどの意見があった。(表 26-1, 2)

表 26-1 市町村の回答状況

主な効果	市町村数
集落内の話し合いが活発化	8
集落内の共同活動が活発化	7
祭りなどの地域活動が活発化	3
女性・高齢者の活動が活発化	2
都市住民や非農家との交流が活発化	2
集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成	2
評価市町村数	16

注) 回答内容の多い6項目を記載

表 26-2 市町村の主な意見

- ・基本的な共同活動(草刈り、泥上げ等)での活動自体が集落内で集まるきっかけとなり、寄合いの場としての効果が生じている。共同活動をとおし、交流が図られ、集落の活性化につながっていると評価できる。課題としては、若い世代が不足しており、若い世代の地域行事や共同活動等への取り込みが困難な集落が増えてきていることがあげられる。
- ・水車まつりやそば&野菜づくり全部体験などにより交流人口が増加し集落が活性化している。産直活動では、野菜や団子などの加工品を販売し収益増につなげている。
- ・話し合いの開催や水路農道等の管理活動を通して、集落の活性化が進み、女性・高齢者の活動が活発になった。引き続き 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少が想定されることから、取り組みを継続することが必要。

Ⅲ 第1期対策から第4期対策までの効果等

(1) 耕作放棄の防止

交付金の交付により農地の管理に責任感が生じているほか、C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）でサポート体制が構築されたことが、農地の維持につながっている。（表 27-1, 2）

(2) 水路・農道の維持管理

協定締結により、定期的な点検、共同作業が定着化し、適正な管理がなされていることから、農用地の維持や景観形成につながっている。（表 27-1, 2）

(3) 農業生産活動の継続に向けた体制整備

農業用機械・施設の利用の共同化が進んだことにより、農業生産活動が継続するとともに、低コストで効率的な生産活動体制の整備が進んでいる。（表 27-1, 2）

表 27-1 市町村の回答状況

評価内容	市町村数
耕作放棄地の発生が防止された	28
水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	27
多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	15
農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	14
寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力（集落機能）の向上・維持につながった	9
鳥獣被害が防止された	7
担い手への農地集積が進んだ	5
高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	5
集落営農、認定農業者など担い手が確保された	3
高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	2
都市住民や非農家との交流が活発になった	2
その他の効果【営農活動の維持、地域農業の将来に係る農業者の意識向上】	2
評価市町村数	31

表 27-2 市町村の主な評価内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者の死亡や高齢化などの理由により、<u>維持が困難であった農地を、地域ぐるみで管理する事例が多かった。</u> ・ 年次計画での積立により<u>農業機械導入が行われ、作業の共同化により、生産活動が継続されている。</u> ・ 交付金を利用し、花植えの活動を<u>多面的機能の増進</u>で行っている協定があり、<u>景観の形成や、世代交流の場</u>となった。 ・ 交付金の交付を受けていることにより<u>水路・農道の維持管理に責任感が生じ、草刈り等の活動が定期的に行われている。</u>

IV 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

(1) 高齢化・過疎化の進行による人材不足

高齢化が進行する一方で、若年世代の就農者が少ない状況が続いていることから、集落内の非農家を取り込んだ活動や自治会など農業の枠を超えた組織との連携活動、周辺集落を巻き込んだ広域的な取り組みなどを活発化させていくことが必要である。(表 28-1, 2)

(2) 農地の生産条件（圃場条件）の不利

中山間地域では、農道が狭く、圃場が小区画・不整形・分散となっており、生産効率が低いことから、圃場整備等による生産条件の改善と併せ、機械の共同利用や作業の共同化による省力化を推進していく必要がある。(表 28-1, 2)

(3) 事業要件の見直し（返還措置への不安、協定期間の短縮）

高齢化や過疎化が進む中、5年間の協定期間に不安を感じている集落が多いことから、協定期間の短縮など事業要件の見直しも必要である。(表 28-1, 2)

表 28-1 市町村の回答状況

項目		市町村数
人員・人材に関する課題	高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	27
	担い手の不在	17
	リーダーや活動の核となる人材の不足	15
営農に関する課題	野生鳥獣の被害	14
	農地の生産条件（圃場条件）の不利	12
	農業収入の減少	7
	農作業の省力化	6
農村協働力（集落機能）に関する課題	農村協働力（集落機能）の低下・共同取組活動の衰退	6
	集落内の話し合い回数の減少	1
	中山間地域の生活環境の改善	0
本制度に関する課題	事務負担の軽減	14
	事業要件の見直し（協定期間（5年間）の短縮や交付単価の見直し等）	11
	交付金返還措置への不安	10
	行政との連携不足	1
評価市町村数		31

表 28-2 市町村の主な回答内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢化により離農する世帯が増える</u>ことから、<u>地域外からの就農希望者・協力者を募る</u>。 ・ <u>米価が低い状態が続いているので、農業収入のみでは生活ができない農家が多い</u>。<u>転作作物を工夫したり、米以外の作物に転換したりする農家も増えている</u>。 ・ <u>高齢化の進行や若者を中心とした担い手不足により、共同活動の衰退が見込まれるので、地域全体で集落を支えるよう、集落における協働力の向上を図る必要がある</u>。 ・ <u>協定参加者は、70代前後の方が大半を占め、高齢になつての5年間は、体力的な面から不安が多く、協定期間の短縮を望む声が多い</u>。

V 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

(1) 市町村の評価

表 29-1 市町村の評価区分

評 価		評価市町村数
市 町 村 段 階	A おおいに評価できる	7
	B おおむね評価できる	23
	C やや評価できる	1
	D さほど評価できない	0
	E ほとんど評価できない	0
	F 全く評価できない	0
評価市町村数		31

表 29-2 市町村の回答状況

評価内容	市町村数
集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された	30
継続的な農地等維持への意識が醸成された	30
一定期間、安定して交付金が交付された	27
地域の実情に応じて交付金が活用できた	25
集落の活性化に関する話し合いが活発化した	18
集落の自由で自発的な活動計画（協定）に基づく取組ができた	11
農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた	9
農産物価格の変動に左右されない所得（個人配分）が確保された	9
農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された	6
新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された	5
集落間連携への意識が醸成された	4
その他の効果【共同で使用する農業機械の資金として活用できた】	1
効果なし	0
評価市町村数	31

表 29-3 市町村の主な評価内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落ぐるみで活動する機会を与えられることで、<u>農地維持や集落の活性化</u>につながることができたが、<u>事務局の事務負担が多く疲弊している集落も見受けられる</u>。 ・ 中山間部の<u>水路や農道の基盤整備</u>も計画的に進み、<u>農業生産活動の効率化</u>につながった。また、米の販売価格が低迷する中、<u>交付金により農業が支えられている</u>。一方で、返還要件の緩和や協定期間の短縮など<u>制度に改善の余地がある</u>と思われる。 ・ <u>耕作放棄地が抑制</u>され、<u>農地保全の体制が整備</u>されたことにより、<u>持続性のある営農が可能</u>となった。 ・ 中山間地域の<u>人的な結びつきと意識が向上</u>したことが、<u>意欲的な営農活動</u>につながった。 ・ <u>耕作放棄の防止や水路、農道などの共同利用施設の維持管理</u>など、集落の実情に応じて活動を実施することができ、また、毎年個人配分として<u>安定した所得確保</u>できた。 ・ <u>集落内の連携や活性化</u>が図られ、集落の<u>担い手の確保</u>、<u>耕作放棄地発生防止への意識向上</u>等の効果がみられたが、<u>協定参加者の高齢化</u>が進んでいることから、対策が必要。
--

(2) 県の評価

総合評価は、**A おおいに評価できる** とする。

本制度の取り組みにより、耕作放棄地の発生防止や農用地の維持、景観形成、多面的機能の確保などに効果があった。

また、農業生産活動の継続等に向けた体制整備の進展とともに、担い手の確保や農産物の加工等による所得向上などの事例も多数あったことから、“おおいに評価できる”とするもの。

VI 本制度に対する意見等

(1) 制度の継続

本制度の実施により、農業者の意欲の向上や集落内の話し合いの増加による共同取組活動が活発化するなど、中山間地域における農業生産活動の維持に必要な制度となっており、令和2年度以降も継続してほしい。

(2) 過疎化・高齢化の進んだ集落に対する支援

耕作放棄地の発生防止等に一定の効果があったが、根本的な問題である、集落の高齢化、過疎化の進行と担い手不足の問題解決に至っていない。

このため、次期対策では、新たな人材の確保・活用対策、集落機能強化などの生活支援対策、少ない人員でも農業生産活動が継続できるスマート農業導入への支援対策などを講じてほしい。

(3) 協定期間の短縮又は遡及返還措置の緩和

高齢化の進行による担い手不足により、協定の維持に不安を抱く農業者が増加し、協定締結が進まない要因になっていることから、協定締結期間を選択とする措置や、活動実績がある場合にあっては、交付金の返還を免除する措置などを講じてほしい。

(4) 事務処理の軽減

高齢化が進む集落にあっては、事務処理の負担が増しており、さらに市町村の厳しい財政状況を背景に、市町村担当者の負担も併せて増加していることから、事務処理の負担軽減対策を講じてほしい。

(5) 地方公共団体の負担実績に応じた財政支援

本県における市町村の交付金負担額に対する地方交付税の措置状況は、市町村負担額に対して75%程度と、市町村負担額を下回っていると推定されている。厳しい財政事情の中で行財政改革を進めている市町村にとって、さらに財政状況を圧迫する要因となっていることから、地方公共団体の財政負担の軽減対策を講じてほしい。

(6) 傾斜要件の緩和と単価の引き上げ

田以外の単価が低いため、水稻栽培が難しい条件不利地である山間地域での取組みが難しい状況となっていることから、傾斜要件の緩和と交付単価の引き上げ等の措置を講じてほしい。

表 30-1 市町村の意見等

評価内容	市町村数
制度の継続	25
協定期間の短縮又は遡及返還措置の緩和	10
農用地の維持・景観形成・多面的機能の確保・集落の活性化に効果	7
事務処理の軽減	7
過疎化・高齢化の進んだ集落に対する支援	4
地方公共団体の負担実績に応じた財政支援	2
傾斜要件の緩和と単価の引き上げ	2
評価市町村数	25

表 30-2 市町村の主な評価内容

<p>・各集落からは、令和元年度以降も中山間地域等直接支払制度の継続要望を受けている。そのうえで集落戦略の作成による交付金返還の特例措置は、条件を付けずに実施できるように見直ししてほしい。今後、自主財源の柱である町税収入が現状の水準での確保が見込めず、町財政が厳しい状況下であることから、本制度における町負担割合を軽減していただきたい。</p> <p>・中山間地域において、本制度は活性化・農地保全の観点からも重要なものとなっている。しかしながら、協定期間の長さによる不安を抱く集落や、農業の後継者が不在の集落等様々な地域課題もある。現行の交付金単価を維持しつつ、協定期間の短縮や交付要件の緩和を希望する。また、担い手不足が深刻化しているなか、その解消のための施策の強化と加算金等の増額を希望する。</p> <p>・この事業によって、地域ぐるみの活動の増進や農地維持などにつながり、また第一に農家の所得向上になっている。利点が多く、有効に当市としても活用しており、今後も継続してほしい事業である。しかし課題もあり、より効果的に利活用できる体制をとっていただきたい。特に、事務量負担の軽減は必須であると考えており、農家のこれ以上の疲弊は避けたい。</p>
--